

岡山市の内部統制に関する方針

1 基本的な考え方

本格的な少子高齢社会の到来など社会経済状況は大きくかつ急速に変化し、市政を取り巻く環境は複雑化、多様化しています。このような環境下においても、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められます。

その実現にあたり、岡山市における事務の適正な執行を確保するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 1 項の規定に基づき、内部統制に関する方針（以下「方針」という。）を策定しました。

組織的な取組の方向性等を示す本方針に基づき、体制を整備し、職員一人ひとりが事務の適正な執行に取り組んでまいります。

2 内部統制の目的

内部統制の目的は事務の適正な執行を確保することであり、具体的には次に掲げる 4 つの事項を目的とします。

（1）業務の効率的かつ効果的な遂行

業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、既存の内部統制の仕組みを生かした取組を推進します。

（2）財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、情報の適切な保存、管理に努めます。

（3）業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を遵守するため、職員一人ひとりが根拠法令等への理解を深めるよう努めます。

（4）資産の保全

資産の保全を図るため、資産の定期的な確認を行い、正当な手続及び承認に基づき、資産の取得、使用及び処分を行います。

3 対象とする事務

対象とする事務は、「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」とします。

4 内部統制の評価

内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価を行い、内部統制評価報告書を公表します。

5 その他

(1) 市長部局以外の事務に関する内部統制の推進

水道事業、市場事業、各行政委員会などにおける内部統制について、市長部局と情報を共有することにより同様の取組を推進します。

(2) 方針の見直し

本市を取り巻く状況の変化、評価結果等を踏まえ、必要に応じて方針を見直します。見直しにより方針を改訂した場合は、その内容を遅滞なく公表します。

令和2年4月1日

岡山市長 大森 雅夫